

※釧路市の子育て施策のさらなる充実を図るため、子育てに関する施設の再編および事業の拡充を図る。

- 中核的・司令塔的な役割を担っている東部子育て支援拠点センターを中央地区に移転 → 「(仮) 子育て支援総合センター」の開設
- 桜ヶ岡保育園については東部地区における保育需要の充足が想定されるため、定員の一部を民間園に配分する形で閉園
- 桜ヶ岡保育園閉園による運営費を活用し、不足する子育て支援策の充実を図る

1 子育て支援拠点センターの機能

(1) 地域子育て支援拠点事業

・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う

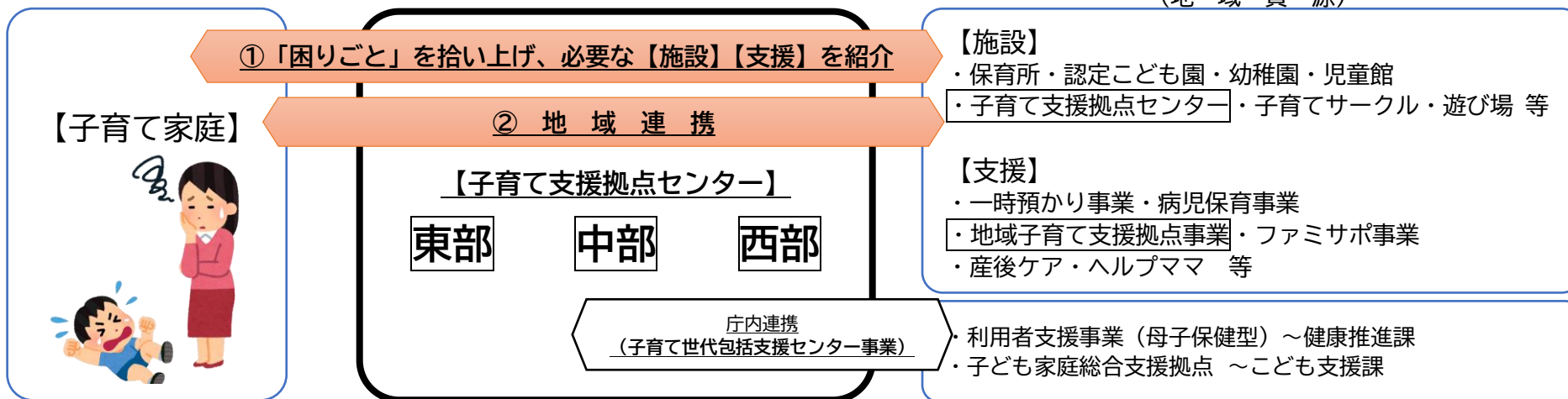
- ・【子育て支援拠点センター】 ⇒ 東部 中部 西部
- ・【子育て支援センター】 ⇒ はるとり(東部) 親子つどいの広場(西部) 風の子(西部)

親子交流の場 ・ 子育て相談 ・ 情報提供 ・ 講習の開催

(2) 利用者支援事業（基本型）

- ①子育て家庭の困りごとに合わせて、保育所などの【施設】や地域の子育て支援拠点事業など必要な【支援】を利用できるよう情報提供や支援の紹介を行う
- ②利用者支援事業の円滑な実施のために、地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している地域資源の開発を実施（「地域連携」）

(地 域 資 源)



2 子育て支援拠点センターの現状と課題

- (1) 3つのセンターがそれぞれの地域の拠点として同等の機能を有しているため、利用者は居住地区に縛られず複数のセンターを利用して相談する状況にあり、特に複数機関が連携して対応しているケースの協議や対応のすり合わせが迅速に進まない
 - (2) センターの来所対応と施設管理を維持しつつ、利用者支援事業の推進・拡充のために地域の施設との連絡連携を深め、新たな開拓を進めることが難しい状況である
 - (3) 地域子育て支援拠点センターや地域の教育・保育施設等を利用していない子育て家庭の困りごとについては発見しにくい
- ⇒ **様々な事案に迅速に対応するため、機能を集中した中核的な施設が必要**
- (4) 中心的役割を担っている東部子育て支援拠点センターの老朽化（昭和45年建築（53年経過））
- ⇒ **建替えや移転の対応が必要**

3 子育て支援拠点センターの方針

(1) 地域子育て支援拠点事業

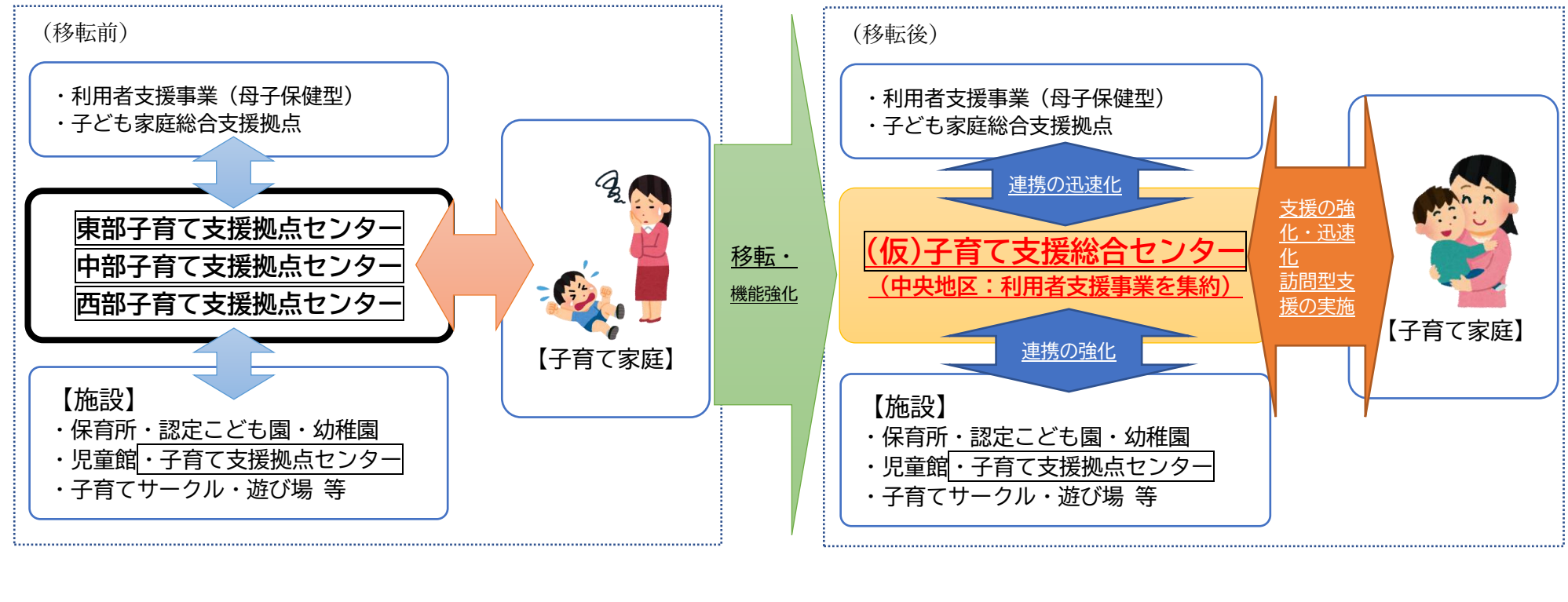
- ⇒ **中核施設である東部子育て支援センターについて中央地区に移転（「(仮)子育て支援総合センター」の開設）（令和7年5月開設）**
- ⇒ **地域子育て支援拠点事業については「(仮)子育て支援総合センター」のほか、既存のセンターについて、気軽に相談できる身近な子育て支援施設として継続して行う**
- ⇒ **東部地区においては、東部子育て支援拠点センターの移転により、気軽に相談できる身近な施設がなくなることから、「(仮)子育て支援総合センター」の「出張ひろば」を東部の民間施設に週に5日程度開設する**

東部子育て支援拠点センター ⇒ **(仮)子育て支援総合センター**
(中央地区に移転し機能強化)
(地域子育て支援拠点事業の「拠点」機能を持つ)

【子育て支援センター】 ⇒ **出張ひろば（新設）（東部）** 中部子育て支援拠点センター 西部子育て支援拠点センター
はるとり(東部) 親子つどいの広場(西部) 風の子

(2) 利用者支援事業（基本型）

- ⇒ 中核施設である東部子育て支援センターについて中央地区に移転（「(仮) 子育て支援総合センター」の開設）（令和7年5月開設）
→ 「利用者支援事業」に係る職員を集約（必要に応じて職員が子育て支援拠点センターをはじめとした各施設に外勤）
- ⇒ 子育て家庭については引き続き、子育て支援拠点センターをはじめとした施設を利用していただき、各施設において困りごとを拾い上げ次第、子育て支援総合センター職員が現地の施設に伺い家庭を直接支援
- ⇒ 各施設における困りごとに対する「気づき」や迅速な連絡体制を構築するための連携強化についても力を入れていく
- ⇒ 各施設を利用したくてもできない子育て家庭についても訪問型・伴奏型の支援を実施していく体制を整える



4 桜ヶ岡保育園の閉園と子育て支援策の拡充について

(1) 現状と課題

① 保育ニーズ（申込者数）と運用定員

- ・ 東部地区は充足、中部・西部地区は0～2歳児が不足
 （希望順位の低い園に入所いただいたり、希望園に入所できるまで待機いただいているため、市内における待機児童は発生していない）
 （申込者数と市の保育定員の差：第1希望ベース）（R5. 4時点）

地区	東部	中部	西部
0～2歳児	充足(+10人)	不足(▲32人)	不足(▲12人)
3～5歳児	充足(+42人)	充足(+22人)	充足(+1人)

② 市立保育園の老朽化

- ・ おおむね30～50年経過しており、老朽化への対応が必要
 （市立園の建築年）

地区	東部	中部	西部	
園名	桜ヶ岡	芦野	鳥取	新富士
建築年次（経過年）	昭和51年（48年）	平成8年（28年）	昭和51年（48年）	昭和58年（41年）

(2) 今後の方針

① 桜ヶ岡保育園（令和7年3月末閉園）

- ⇒ 東部地区の保育需要は引き続き充足が想定されることから、桜ヶ岡保育園の「定員の一部」について、民間園に配分することとし、令和7年3月末をもって桜ヶ岡保育園を閉園

- ・ 定員の一部の配分について

年齢区分（定員）	閉園に伴う定員の対応
0～2歳児（18人）	<u>純減とすると東部地区において不足(▲8人)が発生するため、増員を希望する民間園（東部）に配分する</u>
3～5歳児（42人）	東部において充足見込みのため、配分は行わず純減とする（±0）

- ⇒ 東部地域において、0～2歳児の定員の増員を希望する民間園を確保できる見込みのため、東部地区の入所に支障は出ない見込み

・在籍園児への対応について

⇒ 3歳児クラスについては、他園への転園に向けた優先選考を令和5年秋～冬にかけて実施（卒園まで1年を残し転園となるため）

	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和5年度	-	転園のための優先選考実施	-	(令和6年3月卒園)
令和6年度	転園のための選考実施	転園のための選考実施	(令和7年3月卒園)	-

・令和6年度の利用申し込みについて

⇒ 東部地区の保育ニーズに対し充足されている状況にあるが、第1希望から漏れてしまった、あるいは、緊急的に保育園を必要とすることとなった児童の受け皿として、従前と変わりなく園児を募集する。（ただし、転園のための優先選考はしないことを条件）

② 子育て支援策の拡充（令和7年4月開始）

⇒ 保育需要が充足しつつある一方、不足している子育て支援策の充実にシフトすべき時期と捉え、桜ヶ岡保育園の運営費分を活用し、子育て支援策の拡充に向けた取り組みを進める

⇒ 一時預かり事業（一般型） ⇒ 実施園の拡大

- ・保育施設を利用していない就学前の児童を対象に、保護者の方が週に3日以内の就労に保育を必要とするときや、傷病や入院など緊急の時、リフレッシュが必要などときに、児童を一時的に預かる事業
- ・令和5年度については、コロナが5類に移行、また利用要件の拡大（リフレッシュ等）により年間で1,600人の利用を見込んでおり、一時預かり事業に対するニーズが高まってきていることから実施園の拡充を行う。

（利用実績）

	保護者の就労等	保護者の傷病・冠婚葬祭等	リフレッシュ等私的理由	計
令和3年度	1,093	86	0	1,179
令和4年度	968	36	0	1,004
令和5年度6月末現在	355	36	12	403

⇒年間1,600人ペース

※実施園 釧路地区+阿寒幼稚園＝8園で実施 1日当たり平均利用3～5人

- ・15園が「実施に向けて検討」と回答しており、令和7年度の実施に向けて取り組んでいく

（実施意向調査結果）

	実施済	実施検討中	計
釧路地区 39園	7	15	22
（うち東部 14）	（1）	（6）	（7）
（うち中部 16）	（4）	（6）	（10）
（うち西部 9）	（2）	（3）	（5）

5 今後のスケジュール

(外部)

令和5年度

7月末～

8月 私立保育園連合会会長・私立幼稚園連合会長に説明

8月末 子ども・子育て会議（方針の説明）

9月 9月定例会 委員会報告

9月 桜ヶ岡保育園 保護者説明（R6年度 4歳児クラス 転園先意向調査）

12月 桜ヶ岡保育園 在籍園児転園に向けた選考（R6年度 4歳児クラス）

令和6年度

6月 6月定例会 委員会報告（条例一部改正）

7月 パブリックコメント（条例一部改正）

9月 9月定例会 議案提出（条例一部改正）

10月 桜ヶ岡保育園 保護者説明（転園先意向調査）

12月 桜ヶ岡保育園 在籍園児転園に向けた選考
（R7年度 2～4歳児クラス R6.3月までに入園している児童が対象）

3月 桜ヶ岡保育園閉園

令和7年度

4月 (仮) 子育て支援総合センターへ引っ越し作業

5月連休明け (仮) 子育て支援総合センター運営開始